

～ 国際研修 ～

第9回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

1 はじめに

2011年6月20日(月)から同月24日(金)まで、第9回カンボジア法曹養成支援研修を行った(日程の詳細は、文末の日程表のとおり)。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校(RSJP=Royal School for Judges and Prosecutors)から2010年9月に第4期「教官候補生」として選抜された裁判官6名である¹(詳細は、文末の研修員名簿のとおり)。

本稿は、同研修の実施状況について報告するものである。

2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法の起草支援を行い、既にいずれもがカンボジア国会で成立し、民事訴訟法については、2007年7月から適用済みであり、民法についても、本年(2011年)12月に適用されることが決まっている²。

新法の成立・適用に伴い、これを運用する法曹人材の不足が予想された。そこで、日本は、2005年11月から、裁判官及び検察官を養成するRSJPに対する支援プロジェクトを開始している(JICAの「カン

ボジア王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト)」。日本側では、法律実務家で構成する法曹養成アドバイザーグループを立ち上げるとともに、長期派遣専門家として日本の検察官1名(後に裁判官1名を追加)を派遣し、RSJPに常駐させてRSJP側と緊密な連絡を取りつつ支援する体制で支援してきた。プロジェクト開始当初、特にRSJPで教壇に立つ教官の多忙・不足により、休講が生じるなど、教官の人材不足が大きな問題となっていた。これを解消するため、RSJP卒業生の裁判官から選抜された「教官候補生」に対して、集中的に知識や経験を伝え、将来の教官の育成を図る仕組みが取り入れられた。2006年3月にRSJP第1期卒業生等³から第1期「教官候補生」7名が選抜されたのを皮切りに、その後、順次、RSJP第2期卒業生から第2期「教官候補生」7名が選抜され、RSJP第3期卒業生から第3期「教官候補生」7名が選抜された。RSJP第4期卒業生の卒業試験が遅れた影響で、第4期「教官候補生」7名は、2010年9月、既に卒業していたRSJP第1期～3期卒業生から選抜され、その後、2011年3月、RSJP第4期卒業生から第5期「教官候補生」7名が選抜されている。そして、このように選抜された「教官候補生」に対して、集中的な育成がされた結果、一部の「教官候補生」については、既に正規の教官を補佐して、あるいは単独で、RSJPの教壇に立つに至るなど、教官の人材面では自立的発展の兆しを見せつつある。

¹ 第4期「教官候補生」は、合計7名選抜されており、全員が本研修に参加する予定であったが、1名については、体調不良のため研修不参加となった。

² 民法は、2007年12月に成立した後、長らく適用待ちの状態であったが、2011年5月9日、民法の適用に関する法律が国会で成立し、同月31日、国王の審署を経て、同年12月20日に全国土で適用されることとなった。同法律で、同法律の適用と同時に民法が適用される旨規定されていることから、民法は、本年12月20日にカンボジア全土で適用されることとなっている。

³ 第1期「教官候補生」のうち、1名はRSJP卒業生以外の裁判官から選抜されている。

もつとも、これまで「教官候補生」に集中的な教育がされてきたのは、既に適用されている民事訴訟法が中心であり、民法の理解は未だ十分とは言い難い。加えて、選抜されて日が浅い第4期、第5期「教官候補生」は、民事訴訟法についても、RSJPにおける一般的な教育を受けて来たにとどまるため、それ以前の期の「教官候補生」に追いつく必要がある。現在もこれらの点について留意して、集中的な教育が継続して実施されている。

今回の研修は、2007年7月に適用開始された民事訴訟法のうち実務で混乱が見られる民事執行及び民事保全について⁴、第1期～3期「教官候補生」は、既に集中的な教育を受けて後進の指導に当たる能力を獲得しつつあるところ、選抜後間もない第4期「教官候補生」につき、それ以前の期の「教官候補生」に追いつき、指導者としての知識・能力を獲得させることを目的として実施したものである。

3 本研修のカリキュラムについて

本研修のカリキュラムは、「民事執行及び民事保全の講義」及び「裁判所見学」であった。

4 民事執行及び民事保全の講義について

(1) 教材・資料について

5日間という限られた日程で研修目的を達するため、講義では基礎的な事項の確実な理解に焦点を当てることとした。また、併せて既存の資料の整理・活用を図ることで、今後の学習・指導に資することを念頭に置いた。

既存の資料を整理した結果、民事執行及び民事保全については、既に一通りのクメール語の資料が存在し、学習・指導をすることが可能な状況となっていた。主な資料は次のとおりである⁵。

⁴ カンボジア民事訴訟法は、民事執行及び民事保全の規定を含んでいる。

⁵ 条文・逐条解説・要説については、JICAのウェブサイト (<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/04/index.html>) から、不動産仮差押手続マニュアル・民事保全に関する頻

- ・民事訴訟法条文
- ・民事訴訟法逐条解説（判決手続編・民事執行保全編）
- ・民事訴訟法要説（テキスト）
- ・不動産強制売却手続マニュアル
- ・代替執行・間接強制マニュアル
- ・不動産仮差押手続マニュアル
- ・民事保全に関する頻出質問集

本研修では、これらの資料の利用の促進を図ることとし、研修員に対し、事前に研修で使用する資料（民事執行に関しては要説及び不動産強制売却手続マニュアル、民事保全に関しては要説及び不動産仮差押手続マニュアル）を告知し、改めて見直しをしてくるよう依頼して研修を迎えた⁶。

(2) 民事執行の講義について

民事執行の講義は、強制執行についての基本的事項の確認をするとともに、不動産強制売却手続マニュアルに沿って、不動産執行手続を確認する方法で実施した。

講義では、研修員の理解程度を確認するために研修員との間で問答をしつつ、講義を進めたが、研修員は既に基礎的概念等について理解し、条文を記憶するのみならず、相当程度、手続・制度全体を俯瞰的に整理できている様子が見られた。

（参考までに研修員との問答の一部を紹介する。）

問 強制執行とは何か。

答 裁判所で得た確定判決などを実現するための手続である。

問 確定判決はすべて執行名義となるか。

答 給付判決だけであり、その他の確認判決と形成判決は執行名義とはならない。

出質問集については、当部のウェブサイト (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00028.html) から入手可能である。

⁶ なお、資料の一部について、一部の研修員から研修前に初めて受取ったとする声が聞かれるなど、ばらつきが見られた。カンボジア側の対応となるが、確実に資料を利用できるように裁判所等の備え付け図書を充実させるなどの工夫をする必要があるように思われる。

問 建物明渡しの執行は、どのような強制執行の種類か。

答 非金銭執行の物の引渡請求権についての強制執行であり、根拠条文は542条である。

問 不動産執行と不動産の引渡しについての強制執行はどう違うか。

答 不動産執行は金銭執行であり、不動産の引渡しは非金銭執行である。

問 金銭執行の執行機関はどこか。

答 不動産執行の執行機関は執行裁判所、動産執行の執行機関は執行官、債権執行の執行機関は執行裁判所である。

問 確定した給付判決を執行するにはどのようにするか。

答 書記官に執行文を付与してもらう必要がある。

問 判決正本の送達証明を作成するのはなぜか。

答 執行名義となる判決正本が債務者に届いていることを確認するためである。

問 不動産差押の効力はいつ生じるか。

答 開始決定の送達又は登記のときである。

問 送達と登記嘱託はいずれを先にすべきか。

答 送達を先にすると債務者が登記名義を変更してしまう可能性があるので登記嘱託を先にする。

民事執行について、予想以上に研修員の理解が進んでいる印象を受けた。他方で、質疑応答を通じ、実務においては日本とは異なる問題が生じている様子も垣間見られた⁷。具体的には、研修員からの質問において、「A 所有の土地 L 内の墓地 T に埋葬されている B の親族の遺骨につき、B が A に対して、遺骨の取り出しを求めて A に訴訟を起し、『B が遺骨を取り出すのを許可する』との主文により、B が勝訴した。その後、執行裁判所に執行の申立てがさ

⁷ なお、本研修の範囲外であるが、質疑応答が民事実体法に関することに及ぶと、研修員の理解程度が数段階下がる印象を受けた（例えば、交通事故の損害賠償として、金銭賠償の原則があるにもかかわらず、「新車の交付を請求できるか。」との質問が出るなどしていた）。民法が未適用であることからはやむを得ないが、民法については、更に相当程度の指導の教育を行う必要があると思われる。

れたが、このような場合は、物の引渡請求権についての強制執行と考えるべきか、作為不作為請求権についての強制執行と考えるべきか。」との質問が出された⁸。現状では、必ずしも判決が執行を意識したものとなっておらず、執行現場が混乱している状況であり、今後は、現職の裁判官を含め、新民事訴訟法の一層の普及を図る必要があると思われる⁹。

その他、執行段階に関しても「市場価格もなく、鑑定人もないなど、不動産を金銭的に評価する方法に乏しく、強制執行手続がそこで止まってしまうことが多い。不動産の評価をする方法はないか。」などという質問も出されていた。この種の問題は、日本とは前提の状況が異なるので、今後、司法の場における実務・判断を積み重ねていき解決を図るほかにいと思われる。



⁸ (遺骨という特殊性はさておき) 訴訟段階で、請求の趣旨を明らかにした上、「AはBに遺骨を引き渡せ」との判決をしていれば、執行段階で問題は生じなかったと思われる(ただし、遺骨の特定の問題は残る。)。その他にも「許可する」との主文の判決への対応を問う質問が出されており、この種の問題は比較的多く生じている様子であった。訴え段階で請求が整理されず、裁判官も、当事者の求めるがまま判決をすることが原因であり、背景には、弁護士の不足や一部の新民事訴訟法に対応していない裁判官の存在があるものと想像される。

⁹ 「教官候補生」は、RSJPのみならず、各裁判所での新法の普及においてもが中心的な役割を果たすものと思料される。



執行講義の様子②



執行講義の様子③

(3) 民事保全の講義について

民事保全の講義についても、基本的事項を問答で確認しつつ、不動産仮差押手続マニュアルに沿って手続を確認する方法で実施した。

資料については、概ね前述の資料を手元におき、実務の参考にしているとのことであったが、中には、本研修前に不動産仮差押手続マニュアルをもらったばかりとする研修員もいた。質疑においても、何度か、保全に関する頻出質問集に記載されている質問が出されるなど、必ずしも十分に活用されていない様子であった。

もともと、基本的事項に対する問答では、基本的概念や制度趣旨、手続の概要を理解した上、俯瞰的な整理ができていることがうかがわれた。保全についても、執行と同様、研修員の理解は予想以上に進んでいる印象を受けた。

他方で、場合分けを要する場面や若干利益関係が入り組んでいる場面についての理解は、比較的弱い様子であった。例えば、保全決定に対する不服申立

て制度の整理¹⁰や、占有移転禁止の仮処分¹¹の必要性¹¹については、理解が難しいという印象を受けた。これらについては、実際の事件を通じてはじめて制度の必要性等を肌で感じることができるともいえるので、今後の実務の積み重ねに期待する部分であると思われる。



保全講義の様子



(右から)

チャン・リャンサイ判事、ロツ・ピセツ判事、キム・ヘン判事



ウツ・レックンティア判事

5 裁判所見学について

研修中日に当たる6月22日(水)、大阪地方裁判

¹⁰ 保全決定に関する不服申立て手続については、申立ての認容・却下の結果の別、あるいは更に不服申立てする場合により、手続が異なり、丁寧に条文を追って整理する必要がある(不動産仮差押手続マニュアル内のフローチャートのとおり)。

¹¹ 詳細は、民事保全に関する頻出質問集第38問に掲載。

所において、民事保全事件及び一般民事事件を傍聴し、保全を担当する裁判官と質疑応答がなされた。

大阪地方裁判所の保全事件では、全件、裁判官による債権者(代理人)の面接が実施されているため、見学時にも債権者の代理人の面接に引き続き、速やかに担保決定がされる様子を傍聴することができた。その後、保全担当の裁判官から手続につき説明がなされたが、質疑応答もなされた。研修員は、いずれも現役の裁判官であり、また、多くは自らが保全事件の処理経験があることから、「申立てから保全命令を出すまでにかかる期間はどれくらいか。」「双方の審尋をするのはどのような場合か。」「仮差押を担保なしで決定する場合はあるのか。」など、実務的な質問が相次いでいた。

一般民事事件では、約30分のうちに判決と弁論手続が10件処理されるのを傍聴し、その後、証人尋問1件を傍聴した。弁論手続が素早く処理されていくのを見て一様に驚いていた。

研修員からは、裁判所見学のカリキュラムを増やしてほしいとする希望が出されるなど、裁判官である研修員にとって、裁判所見学は非常に関心があり、

また大きな刺激になった様子であった。

6 おわりに

今回の研修における研修員は、「教官候補生」に選抜されて日が浅いが、いずれも基礎的事項を理解している様子がうかがわれ、民事訴訟法に関しては全体的な底上げがされていることが実感された。今後は、いよいよ適用を迎える民法についても理解を促進した上で、事案に応じて法を解釈・適用する能力を涵養することが必要であると思われる。

いずれにしても、今回の研修員ら「教官候補生」が今後のカンボジアの民事司法を支え、また、後進の育成に努めていくことは間違いないと思われる。

この点で、研修最終日には、研修員から、「今回やこれまでの研修の資料を整理し、今後の実務や指導に活かしたい。」「同僚や後進に指導していくことが自分達の役割だと思う。」という言葉が口々に語られたことは、非常に頼もしく思う。

最後に本研修に多大な御支援、御協力をいただいた関係者の皆様に深く御礼を申し上げる。



(前列中央) JICA大阪所長と(前列)研修員の皆さん

第9回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

[担当教官: 上坂教官, 松川教官, 松原教官 担当専門官: 石原専門官, 守安専門官]

月 日	曜日	9:30		14:00	
		12:00		17:00	
6 / 20	月	JICAオリエンテーション JICA大阪 国際センター		ICDオリエンテーション 国際協力部教官 ICD	講義(民事執行) 国際協力部教官 JICA大阪 国際セン ター
6 / 21	火	講義(民事執行) 国際協力部教官		講義(民事執行) 国際協力部教官	
6 / 22	水	大阪地方裁判所見学 (地裁民事保全事件)		大阪地方裁判所見学 (地裁民事事件)	
6 / 23	木	講義(民事保全) 国際協力部教官	部長主催意見交換会 国際協力部4階セミナー室	講義(民事保全) 国際協力部教官	
6 / 24	金	講義(民事保全) 国際協力部教官	総括質疑 JICA大阪 国際センター	国際協力部教官	評価会 JICA大阪 国際センター
					閉講式

第9回カンボジア法曹養成支援研修 研修員名簿

1		チャン・リャンサイ 氏
		Mr. Chan Rainsey
		最高裁判所判事
2		ロツ・ピセツ 氏
		Mr. Ros Piseth
		カンポット州裁判所判事
3		キム・ヘン 氏
		Mr. Kim Heng
		スバイリエン州裁判所裁所判事
4		ウツ・レックンティア 氏
		Ms. Ouk Rethkunthea
		タケオ州裁判所判事
5		スィン・ソバナロアット 氏
		Mr. Synn Sovannrath
		プレイベン州裁判所判事
6		ヘン・チャンスイボリン 氏
		Mr. Heng Chansyborin
		コンポンチュナン州裁判所判事